※1．法人格のない任意団体の会則や規約は、特に決まった形式はありません。

空き家等利活用希望団体への登録をご希望で、これから規約・会則を作成される方は、当記載例も参考に、メンバーの皆さんと話し合いながら作成してください。

※2．記載例は「まずは少人数で活動をスタートする」「簡易な様式で規約をつくりたい」という場合を想定していますので、団体の状況に応じて適宜修正を行ってください。

※3．神戸市では、NPO法人の設立などに関する相談窓口を設置しています。NPO法人の設立を検討の場合は、こちらもご参照ください。

*【神戸市ホームページ】相談窓口のご案内https://www.city.kobe.lg.jp/a52374/kurashi/activate/support/npo/ninshou/soudan.html*

**記載例**

←規約／会則のいずれかを選択

**○○○（団体名称）規約／会則**

（名称）

第1条 この会は、○○○（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

←「会長宅とする」等でも構いません

第2条 本会の事務所は、神戸市〇〇区〇〇丁目〇〇町に置く。

（目的）

←目的を明確にすることによって、団体の存在意義を示す重要な部分です

第3条 本会は、○○○に関する活動（事業）を行うことにより、○○○することを目的とし、○年○月○日設立する。

（活動・事業の種類）

←必要に応じて活動の内容を追加しましょう。

例）高齢者の居場所づくり　など

第4条 本会は、前条の目的を達成するために○○○活動を行い次の事業を実施する。

（1） ○○○

（2） ○○○

（3） その他、目的の達成に必要な活動

（会員）

第5条 本会の会員は、次の○種類とする。

←「会員」は、必ずしもこの名称でなくても構いません。分かりやすい名称にしましょう。

（1）正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

（2）賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会したものとする。

（3）○○会員は、・・・

（入会）

第6条　会員として入会しようとするものは、入会申込書により、会長に申し込むものとする。

（会費）

←「会費」でなくても構いませんが、運営資金（収入源等）を明らかにしましょう。

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

（1）正会員 ○○○円

（2）賛助会員 ○○○円

（余剰金の不分配）

**←空き家等利活用希望団体は非営利が要件のため、記載が必要です。**

**第8条　本会は余剰金を分配しないものとする。**

（退会）

第９条 会員は、退会届を○○に提出し任意に退会することができる。

←任意で退会できるようにしましょう。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

（1）本人が死亡したとき。

（2）会費を○年以上納入しないとき。

（役員）

←役員名称はこの例に限りません。代表・副代表とする団体もあります。

※「監査役」は他の役員を兼ねることはできません。

第10条 本会に次の役員を置く。

（１）会長 １人

（２）副会長 ○人

（３）監事 ○人

２ 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

３ 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 監事は、会の活動及び会計を監査する。

附則

1 この会則は、○年○月○日から施行する。